

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付金（実績報告） Q & A

更新履歴：令和2年11月12日更新

申請期限や申請書の記載方法については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」申請マニュアルをご覧ください。

項番	分類	質問内容	回答
1	実績報告	様式3は、実績報告時も提出する必要があるのか。	各事業所で職員の方に支払ったことを確認するため、右端の「実績額」欄に支払年月日と支払金額を追記して提出してください。
2	実績報告	事業終了後から1か月以内に実績報告書類を提出することだが、事業終了後とはいつのことか。	<p>○感染症対策支援事業 必要な物品を購入して支払いが完了した日</p> <p>○再開に向けた支援事業 &lt;利用者への再開支援&gt; 利用者への再開支援を行った日 &lt;環境整備&gt; 必要な物品を購入して支払いが完了した日</p> <p>○慰労金 従業員に支払いが完了した日</p> <p>をそれぞれ起算日として、1か月以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日まで提出してください。 令和3年3月31日までに実績報告書の提出が間に合わない場合は、同日までに状況報告書を提出すれば、実績報告書の提出期限を令和3年4月10日まで延長することができます。</p>
3	実績報告	4月に購入していたものを概算払いで申請し、購入から1か月以上過ぎてしまったがどうすればよいか。	速やかに実績報告書を提出してください。 ※実態としては精算払いですが、実績報告がないと未報告として処理されてしまうため、実績報告を求めます。
4	実績報告	国保連経由で申請したが、同じく国保連経由で実績報告をしようするとエラーになる。この場合、どうすればよいか。	実績報告は国保連ではなく県に直接報告してください。県の電子申請システム又は郵送で報告してください。詳しくは県HPを参照してください。
5	実績報告	「かかり増し」か否かについては、実績報告の段階で根拠資料が必要になるか。	根拠資料については、実績報告への添付は求めませんが、今後、県が現地で関係書類を確認することがありますので、必ず整理して各事業所において適切に保管してください。
6	実績報告	かかり増し費用について、申請時よりも実績額が少なくなりましたが、この場合、差額の金額はどのように処理されるのか。	令和3年度以降に額の確定通知と併せて納入通知書を送付するので、納入通知書より差額を返還していただくことになります。